

一般社団法人環境プランニング学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人環境プランニング学会（以下、「本会」という。）と称する。

英文名は、「Environmental Planning Society」と称し、略称は「EPS」とする。

(主たる事務所等)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 本会は、環境問題の解決に資する自然科学的及び社会科学的な調査研究、研究成果の普及啓蒙等を行うことにより、環境分野の学術の振興と経済発展の両立を図る。特に環境保全の包括的な概念、環境プランニングなどの研究を行うとともに、経済活動における環境保全を包括的に理解し、特に企業などにおける環境配慮を具体的に推進していく専門家「環境プランナー」の育成と高度化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境に関する学術の振興
- (2) 環境に関する普及啓蒙
- (3) 環境プランニングに関する国内外学会等との交流及び提携
- (4) 環境に関する製品・サービス、市場の現状及び将来像の調査研究
- (5) 環境に関する将来的社会システムの調査研究
- (6) 本会の進展に伴い発生するとと思われる技術的及び制度的課題に関する調査研究
- (7) 企業、団体における環境活動（環境マネジメントシステム、環境会計、環境報告書、環境ソリューション等）の企画、開発、導入、運営の支援
- (8) 環境保全に関する企業経営診断及びコンサルティング
- (9) 環境保全のための実用新案の考案、保有及び利用
- (10) 環境保全に関する国、地方公共団体への提言並びに国、地方公共団体と提携した環境保全、改善活動の企画、立案及び運営
- (11) 前各号に掲げる事業のほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 本会の公告は、本会の主たる事務所の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 本会は、理事会、監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 本会の会員は、次の6種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、原則として環境プランナー有資格者及び大学等において環境学を研究または講義する者

- (2) 一般会員 本会の目的に賛同し、原則として環境プランナー有資格者である者。
- (3) 準会員 本会の目的に賛同し、原則として環境プランナー有資格者に準ずる有資格者。
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を賛助する環境に関係する法人及び団体
- (5) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
- (6) 学生会員 本会の目的に賛同し、原則として環境プランナー受講者及び大学等において将来環境プランナーを目指す学生

(入会)

第8条 本会の会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに本会の会員となる。

(入会金及び会費)

第9条 名誉会員を除く本会の会員は、本会則細則に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 本会の会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第20条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を毀損したとき。
 - (3) 本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (4) 会費の納入が、決められた期日までに行われなかったとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合には、当該会員に、一般法人法に規定された期間までに通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡、解散又は破産したとき。
- (3) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。

- ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

- 第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
 - 3 名誉会員は、社員総会に出席し意見を述べることができる。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (7) 会則の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散
- (10) 合併並びに事業の全部または事業の重要な一部の譲渡
- (11) 理事会において社員総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの会則に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、社員総会の1週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。ただし、全ての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
- 3 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した他の理事の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの会則に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 会則の変更
 - (4) 解散
 - (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
 - (6) その他法令で定めた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を本会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうち2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第23条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、1名以上3名以内を副会長とする。
- 3 理事のうち、2名を一般法人法上の代表理事とし、代表理事のうち1名を会長とする。
- 4 副会長を、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。ただし、代表理事に選定された副会長を除く。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員のうちから選任する。

- 2 代表理事、会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、本会又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの会則に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び代表理事に選定された副会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 前項以外の副会長は、会長を補佐して業務を掌理する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員損害賠償責任の免除)

第31条 本会は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第32条 本会に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、会員中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第33条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事、会長、副会長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び会則に適合することを確保する為の体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 第31条の責任の免除

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、3ヶ月に1回以上開催する。ただし、事情により毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることができる。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この会則に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異論を述べたときは、この限りでない。

(報告)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 ただし、前項に係わらず、会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第6章 会則の変更及び解散等

(会則の変更)

第43条 この会則は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第45条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第46条 本会の事業を推進するために必要であるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第47条 本会の事務を処理するため、第2条に定めた事務所に事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第48条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第49条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附則

(委任)

第50条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(環境プランナー)

第51条 本会則における「環境プランナー」とは、企業が環境問題に対処するために必要な各種の経営知識とそれに関連する実務全般を習得したこと、事業所向けに環境全般のアドバイスができる能力を持つことを示す下記環境資格を取得した者とする。

- (1) 環境プランナー ERO
- (2) 環境プランナー ER
- (3) 環境プランナー
- (4) 環境プランナー・ベーシック

(法令の準拠)

第52条 本会則に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

本会則は、一般社団法人として本会が成立した平成21年9月11日から施行する。

本会則は、社員総会で決議され、平成22年4月1日に一部変更する。

一般社団法人環境プランニング学会細則

(会費納入方法)

第1条 会員の会費納入方法は、会員種別にかかわらず、入会月に銀行振込又は入会月の翌々月に口座振替により納入を行うものとする。

入会金 : 無料

年会費 : 一般会員 : 一口以上(一口 8,000円)

準会員 : 一口以上(一口 3,000円) 学会誌送付なし

学生会員 : 一口以上(一口 3,000円) 学会誌送付なし

賛助会員 : 一口以上(一口100,000円)

*記名により人数制限なし。学会誌送付は7名まで

附則

本会則は、一般社団法人として本会が成立した平成21年9月11日から施行する。

本会則は、社員総会で決議され、平成22年4月1日に一部変更する。